

処理事例 28 苦情申立ての趣旨に沿ったもの

苦情申立て対象機関	財務部税務室税制課		
苦情申立ての内容	<p>平成 13 年 4 月頃に同和地区の人から、同地区の固定資産税は、一旦、法令等に基づいて計算された額が納められ、一部を差し引いた後、残りの額は同地区の各世帯に返却されるという話を聞きました。同和問題は根深い問題であるとはいえ、財政状況が厳しい現在も同じ措置を続けているということであれば、それは常識では考えられないことであり、同地区以外の人から見れば逆差別とも受け止められる措置です。</p> <p>現状を尋ねてみましたが、市の職員は身内意識が強く、隠すような言動が多く、本当のところを確認できていませんので、この問題をオンブズマンに調査してほしい。</p>		
調査結果等	<p>上記苦情に基づき、オンブズマンは、担当部署である財務部税務室税制課の調査を実施しました。</p> <p>その結果、明石市では、昭和 49 年度分（昭和 48 年度課税分）から平成 13 年度分（平成 12 年度課税分）までの間、旧同和地区に居住している方々を対象として、固定資産税および都市計画税を減免する措置（以下「当該措置」といいます。）が実施されてきた事実を確認しました。</p> <p>当該措置は、国および地方公共団体が行う同和対策事業について定めた法律である「同和対策事業特別措置法」、「地域改善対策特別措置法」および「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の趣旨に基づき、市の施策として実施されてきたものであり、その具体的内容は、旧同和地区に居住している方または居住していた方を対象として、個人の所有する土地および家屋に係る固定資産税および都市計画税について、土地および家屋それぞれの合計面積または課税標準額の合計に応じ、一定割合または全額を免除するという措置でした。</p> <p>しかし、税制課の説明によれば、当該措置は、前記「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成 14 年 3 月 31 日をもって効力を失ったことに伴い、平成 13 年度分（平成 12 年度課税分）を還付したことを最後に廃止され、現在では実施されていないとのことでした。オンブズマンは、税制課が保管する関係資料を閲覧し、平成 14 年度分（平成 13 年度課税分）以降の措置を廃止することを決定した決裁文書により、当該措置が市の職員からの説明どおりに廃止されていたことを確認しました。</p> <p>なお、明石市では、申立人が指摘されている固定資産税および都市計画税のほかにも、軽自動車税および市県民税について、旧同和地区に居住している方々を対象とした特別措置が実施されてきた事実を確認しましたが、こうした特別措置は、固定資産税および都市計画税に係る特別措置が平成 13 年度分（平成 12 年度課税分）を最後に廃止されたことをもって、すべて廃止されるに至り、現在では実施されていないことを確認しましたので、その旨をお知らせし、今回の調査を終えることにしました。</p>		
苦情申立ての受付年月日	平成 22 年（2010 年）	9 月 21 日	要した日数
オンブズマン面談年月日	平成 22 年（2010 年）	9 月 16 日	- 日間
市の機関への調査年月日	平成 22 年（2010 年）	10 月 19 日	28 日間
調査結果通知年月日	平成 23 年（2011 年）	1 月 18 日	119 日間